平成２５年（フ）第１８９号
宮崎市阿波岐原町鳥居原2117番地６　市営住宅177棟８号
破産者　石川　梨絵（旧姓中村・勝池）
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１０号
宮崎市和知川原３丁目12番地　ユーミー和知川原301号
破産者　甲斐　美香
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７１９号
静岡市葵区新間1240番地の96　１―106、旧住所静岡県駿東郡清水町徳倉1484番地の４　エルディム谷戸102
破産者　渡邉　泰鉱
１　決定年月日　平成25年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４号
三重県名張市木屋町812番地30、開始決定時の住所奈良県宇陀市榛原あかね台２丁目16番の13
破産者　嶌津　正則
１　決定年月日　平成25年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
奈良県宇陀市榛原萩原1270番地
破産者　堂本　雅彦
１　決定年月日　平成25年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
奈良県大和高田市大中南町２番２号、前住所奈良県大和高田市昭和町２番３―504号　朝日プラザノースウイング
破産者　坂本　　朗
１　決定年月日　平成25年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２７７９号
札幌市豊平区平岸８条13丁目１番22―607号
破産者　田村　　好
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２２号
札幌市南区簾舞４条３丁目４番12号　サウスヒルミスマイ101号
破産者　奥山　大樹
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷511号
破産者　水村　　登
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８３号
川崎市幸区小倉４丁目12番３号、開始決定時の住所川崎市幸区小倉４丁目18番11号
破産者　松岡　弘斉
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
愛知県知多市八幡字平井156番地の２　アルカディア知多406
破産者　里脇　清美
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７１号
福島県白河市高山12番地１　プロムネイド長井Ｂ203号室、従前の住所名古屋市中川区一色新町２丁目2006番地　ウエストサイドガーデンＥ棟Ｃ号
破産者　畑田　尚美（旧姓鳥畑）
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２７号
愛知県東海市名和町日向根５番地の１　グラン・ソレイユ201号
破産者　横尾　　剛
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０２８号
神戸市灘区上野通２丁目３番21号、開始決定時の住所神戸市灘区篠原台５番１―808号
破産者　小山　　純
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２９号
広島市西区高須４丁目18番16―８―204号
破産者　横山　公平
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７号
福岡市南区寺塚１丁目３番７―102号
破産者　加藤　修一
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３０号
熊本市中央区新屋敷２丁目20番６号　クレセントハイツ202、前住所熊本市中央区妙体寺町７番23号　エルコカイ506
破産者　入佐　守忠
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４３号
熊本県荒尾市桜山町２丁目３番14号、前住所熊本県玉名市高瀬319番地
破産者　田上眞由美
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係